

平成22年2月22日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

経営ワンポイント

## 時効中断のお話

時効のお話です。

飲食代金は1年、通常の商取引は2年、個人間の金銭消費貸借は10年で消滅時効が成立し、法的にはその支払義務が消滅します。この点は皆さん十分ご存知の通りです。

もう1つ、請求書を出しておけば時効が中断するというご存知だと思います。

ところが時効を中断させるための請求とは、我々が通常考えている請求とは大きく異っていることに留意して下さい。通常私達は、書留郵便か配達証明郵便で請求書を送達しておけばそれで十分だと思っておりました。さらに内容証明郵便にしておけば万全であろうと考えておりましたが、これらの方法では時効を中断させる請求には該当しないということだそうです。

しからば、時効を中断させるための請求とはいかなるものか、ということになりますが、一言でいえば裁判所の手を煩わしたものでなければならないということです。例えば代金請求の訴訟を提起するか、仮処分申請を申し出るとかだそうです。ここまでやらないと時効を中断させる請求に該当しないと、このハードルは相当高いものになりますので要注意です。

そこで請求も含めて、時効を中断させるためのいくつかの簡単な方法を提示しておきますので参考にして下さい。

- ①時効になる前に、債務者側に債務が存在する旨の一文を書いてもらう。
- ②一部代金を入金してもらう。
- ③裁判所に代金請求訴訟か仮処分申請を申し出る。

これ以外にも方法はあるかと思いますが、上記のうち①②は私達にもできそうですから、皆さんがビジネス上の取引で多額な売掛金を保有する得意先があれば、改めて検討されますことをお奨めいたします。